

入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札件名

島原分室用業務用パソコン一式及びWi-Fiルーターの賃貸借及び保守

(2) 借入期間

2024（令和6）年7月1日～2029（令和11）年3月30日（57カ月）

(3) 数量、仕様、及び納入場所

別添仕様書のとおり

(4) 開札期日等

ア 入札期日及び場所

〔入札期日〕令和6年5月28日（火）10時00分開始

〔入札場所〕長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター 3階会議室

入札期日当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるため、事前に2の(1)の部局等に確認すること。

イ 郵送による場合の入札書の受領期限等

一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により受領期限内必着のこと。

〔受領期限〕令和6年5月27日（月）17時00分（必着）

〔提出先〕長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター

郵送以外による入札の場合は、入札期日及び場所での入札となります。前日までに持参されても入札書の受領はできません。

(5) 一般競争入札参加申請書の提出について

入札参加希望者は必ず一般競争入札参加申請書を持参または郵送にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書には入札実施公告2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていることを確認できる登録番号を必ず記載すること。

（提出場所）長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター

（提出期限）令和6年5月16日（木）17時00分（必着）

(6) 機能等証明書の提出について

入札参加希望者は必ず機能等証明書を持参または郵送にて提出すること。

県の審査が完了次第速やかに結果を連絡します。不合格の場合、必要に応じて機能等証明書を修正し、再度、県の審査を受けることができますが、提出期限後の修正、再提出はできません。なお、入札後、機能等証明書の記載誤り、記載漏れなどにより仕様書の機能を満たしていないことが明らかになった場合は、入札実施公告12(10)及び(21)に該当し、入札は無効となります。

（提出場所）長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター

（提出期限）令和6年5月16日（木）17時00分（必着）

(7) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、入札に関する質問書（様式第4号）により、持参、郵送またはFAXのいずれかにより提出すること。

なお、持参以外の場合は、必ず着信の確認を行うこと。

(提出場所) 長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター(壱岐市芦辺町深江鶴亀触515-1)

FAX: 0920-45-4082

(提出期限) 令和6年5月16日(木)17時00分

(質問回答) 令和6年5月22日(水)までに書面(FAX)にて回答予定です。

(8) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書には賃貸借期間の総額となる金額を記載すること。

エ 入札金額(首標数字)は訂正することができないこと。

オ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。

カ 入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の届出済の印影があるものに限る。)を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

(入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。)

[注意事項]

- ・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札件名を記入し提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター所長 寺田正剛 とすること。

郵送による入札の場合の「入札書」等の提出方法

- ・入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒とすること。
- ・入札書は必要事項に記載、押印(代理人の記名、押印はしないこと)のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札者の商号又は名称及び入札件名を記載すること。
- ・入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑(届出済の印影があるものに限る。)を訂正箇所に押印すること。
- ・入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・内封筒の中に複数の入札書が入っている又は入札書が入った内封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となりますので、ご注意ください。
- ・入札書の宛名は長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター所長 寺田正剛とすること。
- ・外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター、入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先(電話番号、FAX番号)を記載すること。

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

- (イ) 契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。
- ・保険会社との間に長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター所長 寺田正剛を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。
 - ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人と当該契約とその種類、規模を同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。
- なお、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。
- (a) 2,000万円以上
 - (b) 2,000万円未満500万円以上
 - (c) 500万円未満
- (ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次のアからコまでにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、キ及びタからトまでは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

ア 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。

イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。

エ 入札者が連合して入札をしたとき。

オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

キ 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

ク 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

コ 納入予定機器が仕様書を満たすものと認められなかったとき。

サ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

シ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印している印鑑が委任状に押印している代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

ス 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

セ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

ソ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

タ 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

- チ 代理人が入札したとき。
- ツ 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- テ 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- ト 内封筒に、入札件名の記載がないとき。
- ナ その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・ 開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定である。この場合、郵送により入札書を提出した者のうち、開札に立ち会わない者は「入札辞退」として取り扱う。また、開札に立ち会う者のうち、再度、再々度の入札を辞退する者は、入札書中、首標金額の欄に「辞退」と記載のうえ、入札書を提出すること。
- ・ 再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。
- ・ 郵送以外の入札者で再度、再々度の入札に参加する者及び郵送による入札者で開札に立ち会う入札者がいないときは、再度、再々度の入札は行わない。
- ・ 郵送による入札者が開札に代理人を立ち合わせるときは、委任状の提出が必要であること。（代理人が開札に立ち会う場合、又は代理人が再度の入札をする場合、若しくはその両方の場合においては、適正な委任状の提出がなければ、代理人は開札に立ち会うこと及び再度の入札に参加することができない。）

(12) 落札者決定の通知

- ア 全ての入札者が開札に立ち会った場合
落札者決定後直ちに開札の場所で入札者に口頭で行う。
- イ 開札に立ち会わなかった入札者がある場合
落札者決定後直ちに開札の場所で開札に立ち会った入札者に口頭で行い、開札に立ち会わなかった入札者に対しては、長崎県のホームページ上（<https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-maibun-c/>）において掲載する入札結果一覧表をもって、落札者決定の通知を行ったものとみなす。なお、落札者が開札に立ち会わなかった場合、落札者に対しては次に掲げる手順により落札者決定の通知を併せて行う。
落札者決定通知書を落札者にFAX送信する。
落札者に電話を掛け、の受信確認を行い、FAX及び電話により、落札者決定の通知を行う。

(13) 契約書の作成等

- ア 落札通知を受けた日から5日(県の休日を除く)以内に契約締結できるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- イ この契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- ウ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(14) 競争入札の参加資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
- エ この公告の日から(4)の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から(4)の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局等

(住所) 〒811-5322 壱岐市芦辺町深江鶴亀触515-1
(名称) 長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター
(電話) 0920-45-4080
(FAX) 0920-45-4082

(2) 各手続き・提出等の締切日一覧

各手続等	必須	日程
一般競争入札参加申請書締切		令和6年5月16日(木)17時00分
機能等証明書締切		"
質問締切		"
入札書(郵送の場合)		令和6年5月27日(月)17時00分
開札		令和6年5月28日(火)10時00分 長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター 3階会議室